

議案第 55 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 権利放棄の内容

■■■■■に対して市が貸し付けた住宅新築資金貸付金の債権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

住宅新築資金貸付金 3, 7 1 4, 6 3 4円

3 相手方

■■■■■

4 放棄の理由

昭和 52 年 3 月 30 日に■■■■■に対して市が貸し付けた住宅新築資金貸付金の残額について、平成 12 年 1 月 12 日に借受人に対し破産の免責決定がされている。また、連帯保証人は、平成 21 年 10 月 16 日に消滅時効援用申立により、債権回収不能となったため、権利を放棄しようとするものである。